



# 三重県公報

令和3年6月30日 (水)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	<b>規 則</b>		
117	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	2
118	三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	5
119	三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	14
120	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	( 障 が い 福 祉 課 )	15
121	三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	( 都 市 政 策 課 )	17

規 則

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第百十七号**

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（設備に係る所得金額等の計算）</p> <p>第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（昭和六十一年三重県条例第四十三号。以下「条例」という。）第二条第一号の当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）'ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準とな <math>\times</math> _____</p> <p>るべき当該事業年度に係る所得</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額）</p> <p>11 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（設備に係る所得金額等の計算）</p> <p>第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（昭和六十一年三重県条例第四十三号。以下「条例」という。）第二条第一号の当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）'ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準とな <math>\times</math> _____</p> <p>るべき当該事業年度に係る所得</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）</p> <p>11 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

第一号様式中「㊟」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日  県税事務所長 宛て	申 請 者	所在地					
		法人名					
		代表者名					
		法人番号					
		この申請に 応答する者の 氏名		電話番号			
		事業の種類					
<p style="text-align: center;">法人の事業税の不均一課税申請書</p> <p style="text-align: center;">三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。</p>							
不均一課税を受けようとする事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告納付 期 限	年 月 日				
設備を事業の用に供した日			年 月 日				
主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の場合	新設又は増設した設備に係る 固定資産の価額	イ	円				
	本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額	ロ	円				
主たる事業が上記以外の場合	新設又は増設した設備に係る 従業員の数	ハ	人				
	本県内に有する事務所又は事業所の従業員の数	ニ	人				
区 分	課税標準 A	イ又は ロ 又は ハ ニ B	設備に係る 課税標準 (A×B) C	税率 D	税 額 (C×D)	軽減税額	
所得	年 万円以下の金額  ①	円	円	$\frac{100}{100}$	円 ホ	(ホーへ)	
				$\frac{100}{100}$	へ		
	年 万円を超え年 万円以下の金額  ②			$\frac{100}{100}$	ト	(トーチ)	
				$\frac{100}{100}$	チ		

金	年 万円を超 える金額			$\frac{\quad}{100}$	リ	(リーヌ)
	③			$\frac{\quad}{100}$	ヌ	
額	計			$\frac{\quad}{100}$	(ホ+ト+リ) ル	(ルーオ)
	① + ② + ③				(へ+チ+ヌ) オ	ヨ
	軽 減 税 率			$\frac{\quad}{100}$	ワ	(ワーカ)
	不適用法人の金額			$\frac{\quad}{100}$	カ	タ
既に軽減の確定した当期分の税額			レ	円		
この申請により軽減を受けようとする税額			(ヨ又はタ) -レ	円		

注 1 「課税標準A」欄は、事業税の申告書の課税標準欄より、それぞれ該当する金額を転記すること。

2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第三号様式及び第四号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定は、令和三年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百十八号

三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（平成二年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設備に係る所得金額等の計算)	(設備に係る所得金額等の計算)
<p>第一条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例（平成二年三重県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二条第一号イの当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、「ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p style="text-align: right;">当該取得等をした設備に係る固定資産の価額</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準とな <math>\times</math></p> <p>るべき当該事業年度に係る所得</p> <p style="text-align: right;">当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業（条例第1条に規定する農林水産物等販売業をいう。）用又は旅館業（下宿営業を除く。）用の設備に係る固</p>	<p>第一条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例（平成二年三重県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二条第一号イの当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、「ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p style="text-align: right;">当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準とな <math>\times</math></p> <p>るべき当該事業年度に係る所得</p> <p style="text-align: right;">当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造業用、農林水産物等販売業（条例第1条第1項に規定する農林水産物等販売業をいう。）用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）</p>

<p>11 温中ひ女の響如</p> <p>県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得</p> <p>2・3 (監)</p>	<p>定資産の価額)</p> <p>当該取得等をした設備に係る従業者の数</p> <p>× _____</p> <p>当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数</p>	<p>11 温中ひ女の響如</p> <p>県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得</p> <p>× _____</p> <p>当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数</p> <p>当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数</p> <p>2・3 (監)</p>
---	--	---

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

受付印

年 月 日  県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所	
		氏 名	
		個人番号	
		生年月日	年 月 日生
		事務所又は事業所の所在地	
		屋 号	
		電話番号	
		事業の種類	
個人の事業税の課税免除申請書 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。			
課税免除を受けようとする年度		年 度	
本県分の課税標準となる所得金額 (イ)		円	
製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を取得等した者	設備を事業の用に供した日	年 月 日	
	本県内の事務所又は事業所の従業者数 (ロ)	人	
	設備に係る従業者数 (ハ)	人	
	設備に係る所得(イ)× $\frac{(ハ)}{(ロ)}$ (ニ)	円	
畜産業又は水産業を行う者	事業を行った延労働日数 (ホ)	日	
	(ホ)のうち自家労力による延労働日数 (ヘ)	日	
	$\frac{(ヘ)}{(ホ)}$		
税 率 (ト)		$\frac{\quad}{100}$	
課税免除を受けようとする税額 (ニ)×(ト)又は(イ)×(ト)		円	

注 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第2号様式（第3条関係）

受付 印   年 月 日  県税事務所長 宛て	申 請 者	所在地			
		法人名			
		代表者氏名			
		法人番号			
		この申請に 応答する者 の氏名		電話番号	
		事業の種類			
法人の事業税の課税免除申請書 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。					
課税免除を受けようとする事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告納付 期 限	年 月 日		
設 備 を 事 業 の 用 に 供 し た 日			年 月 日		
主たる事業が電気 供給業、ガス供給 業又は倉庫業の場 合	取得等した設備に係る固定資産の価額 (イ)			円	
	本県内に有する事務所又は事業所の固 定資産の価額 (ロ)			円	
主たる事業が上記 以外の場合	取得等した設備に係る従業者の数 (ハ)			人	
	本県内に有する事務所又は事業所の従 業者の数 (ニ)			人	
区 分	課税標準 ④	(イ)又は(ハ) (ロ)又は(ニ) ⑤	設備に係る 課 税 標 準 ④×⑤	税率	課税免除を 受けようと する税額
所 得 金 額	年 万円以下の 金額 ①	円		円	100
	年 万円超年 万 円以下の金額 ②				100
	年 万円超の金 額 ③				100
	計 ①+②+③ (ホ)				
	軽減税率不適用法人 の金額 (ヘ)				
収 入 金 額 (ト)					100
既に課税免除の確定した当期分の額 (チ)					
この申請により課税免除を受けようとする額 (ホ)又は(ヘ)又は(ト)-(チ)					

注 1 「課税標準④」欄は、事業税の申告書の課税標準欄より、それぞれ該当する金額を転記すること。

2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。



第二号様式及び第四号様式中「㊟」を削る。  
第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第5号様式（第3条関係）

様	年 月 日 県税事務所長 印
個人の事業税の課税免除決定通知書 年 月 日付けの申請に係る個人の事業税の課税免除について、三重 県過疎地域における県税の特例措置に関する条例第3条第2項の規定により、次のと おり決定しましたので通知します。 認められない	
申 請 に 係 る 年 度	年 度
区 分	課 税 標 準 税 額
課税免除前の所得金額及び税額	円 円
課税免除する税額等	
課税免除後の税額等	

課税免除する税額の計算

本県分の課税標準となる所得金額	(イ)	円
本県内の事務所又は事業所の従業者数	(ロ)	人
取得等した設備に係る従業者数	(ハ)	円
設備に係るものとして計算した所得金額	(イ) × $\frac{(ハ)}{(ロ)}$ (ニ)	円
税 率	(ホ)	$\frac{\quad}{100}$
課税免除する税額	(ヘ)	円
既に課税免除の確定した当該年度分の税額	(ト)	円
この通知による課税免除の税額	(ヘ) - (ト)	円
課 税 免 除 で き な い 理 由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第3条関係）

年 月 日				
様				
県税事務所長 印				
法人の事業税の課税免除決定通知書 年 月 日付けの申請に係る法人の事業税の課税免除について、三重県過疎地域 における県税の特例措置に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり <small>決定しましたので 認められない</small> 通知します。				
申請に係る事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			申告区分
設備を事業の用に供した日	(次) 年 月 日	(次) 年 月 日	(次) 年 月 日	
取得等した設備に係る従業者の数、固定資産の価額 (イ)				
本県内に有する事務所又は事業所に係る従業者の数、固定資産の価額 (ロ)				
按 分 率 ④		(イ)/(ロ)		
区 分	課税標準(円)⑤	設備に係る課税標準(円) ④×⑤	税率(%)	税 額 (円)
所得金額	年 万円以下の金額 ①			税 額
	年 万円超 年 万円以下の金額 ②			税 額
	年 万円超の金額 ③			税 額
	計 ①+②+③ (ハ)			税 額
	軽減税率不適用法人の税額 (ニ)			税 額
	既に課税免除の確定した当期分の税額 (ホ)			
この通知により課税免除する税額		(ハ)-(ホ) 又は (ニ)-(ホ)		
課税免除できない理由				

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定は、令和三年四月一日以後に取得等された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に改正前の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百十九号

三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(平成五年三重県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設備に係る所得金額等の計算)</p> <p>第一条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(平成五年三重県条例第十九号。以下「条例」という。)第二条第一号イの当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得 × <u>当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額</u></p> <p>× <u>当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業用、旅館業用、情報サービス業用又は離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不</u></p>	<p>(設備に係る所得金額等の計算)</p> <p>第一条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(平成五年三重県条例第十九号。以下「条例」という。)第二条第一号イの当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得 × <u>当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額</u></p> <p>× <u>当該設備を新設し、又は増設した者が県内に</u>有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)</p>

<p>均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額）</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
--	-----------------------------

第一号様式から第四号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定は、令和三年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第一条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第七章 （略）	第一章～第七章 （略）
第八章 雑則（第六十二条）	
附 則	附 則
第六十一条 （略）	第六十一条 （略）
第八章 雑則 （電磁的記録等）	
第六十二条 条例第八十二条第一項の規則で定める規定は、第十五条第一項（第三十一条の五、第三十七條、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十一条、第五十一条の五及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第十八条（第三十一条の五、第三十七條、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十一条、第五十一条の五及び第五十八条において準用する場合を含む。）と	

する。

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章〜第三章 (略) 第四章 雑則(第三十九条) 附則 第三十八条 (略) 第四章 雑則 (電磁的記録等)	目次 第一章〜第三章 (略) 附則 第三十八条 (略)
第三十九条 条例第四十二条第一項の規則で定める規定は、第十七条(第三十八条において準用する場合を含む。)及び第二十一条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)とする。	

(三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章〜第十七章 (略) 第十八章 雑則(第一百五十条) 附則 第一百四十九条 (略) 第十八章 雑則 (電磁的記録等)	目次 第一章〜第十七章 (略) 附則 第一百四十九条 (略)
第一百五十条 条例第八十一条第一項の規則で定める規定は、第十条第一項(第二十四条第一項及び第二項、第二十四条の四、第二十七条第一項及び第二項、第五十三条、第五十三条の五、第七十三条、第九十三条、第九十三条の四、第一百一条、第一百一条の四、第一百十二条、第一百二十三条、第一百二十八条、第一百三十二条、第一百三十二条の五、第一百三十二条の十並びに第一百四十九条第一項において準用する場合を含む。)、第十三条(第二十四条第一項及び第二項、第二十四条の四、第二十七条第一項及び第二項、第四十二条、第五十三条、第五十三条の五、第六十五条、第六十五条の四、第七十三条、第九十三条、第九十三条の四、第一百一条、第一百一条の四、第一百十二条、第一百二十三条、第一百二十八条、第一百三十二条、第一百三十二条の五、第一百三十二条の十、第一百三十八条、第一百三十八条の四、第一百三十八条の十三並びに第一百四十九条第一項において準用する場合を含む。)及び第三十四条第一項並びに条例第八十二条第一項(条例第八十八条の四にお	



いて準用する場合を含む。)及び条例第六十八 条の二第一項(条例第七十条の九及び条例第百 七十条の二十において準用する場合を含む。)と する。
---

(三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年  
三重県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章〜第四章 (略) 第五章 雑則(第四十条) 附則 第三十九条 (略) 第五章 雑則 (電磁的記録等) 第四十条 条例第三十八条第一項の規則で定める規 定は、第十五条第一項及び第十八条とする。	目次 第一章〜第四章 (略) 附則 第三十九条 (略)

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月三十日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県規則第二百一十号

三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県都市公園条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員長) 第十二条 条例第十四条の七第一項、第十四条の七 の三第一項及び第十四条の七の四第一項に規定す る選定委員会(以下「選定委員会」という。)に、 委員長を置く。 2 4 (略) (委員の責務) 第十五条 委員は、条例第十四条の五の規定により 指定管理者の指定を申請したもの、法第五条の三 第一項の規定により公募設置等計画を提出したも の又は民間資金等の活用による公共施設等の整備 等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七 号)第八条第一項の規定による選定の申請をした もの(次項及び次条において「申請団体等」とい う。)に対し、指定管理者、公募対象公園施設設置 等予定者又は特定事業実施事業者(次項第二号に おいて「選定事業者」という。)の選定に関する情 報の提供、助言その他の援助を行つてはならない。 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に 報告しなければならない。	(委員長) 第十二条 条例第十四条の七第一項に規定する選定 委員会(以下「選定委員会」という。)に、委員長 を置く。 2 4 (略) (委員の責務) 第十五条 委員は、条例第十四条の五の規定により 指定管理者の指定を申請したもの(次項及び次条 において「申請団体」という。)に対し、指定管理 者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助 を行つてはならない。 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に 報告しなければならない。

<p>一 委員が申請団体等と利害関係を有するものと認められる場合</p> <p>二 申請団体等から委員に対し、選定事業者の選定に関する働きかけがあつた場合</p> <p>3 (略) (委員の除斥)</p> <p>第十六条 委員は、申請団体等と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。</p>	<p>一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合</p> <p>二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあつた場合</p> <p>3 (略) (委員の除斥)</p> <p>第十六条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---